

福岡県公報

平成18年7月31日
第2564号

目 次

告 示 (第1429号—第1434号)

○軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3

公 告

○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 3
警察本部	
○反則金に係る還付の手続	(警察本部交通部) 5
○反則金に係る還付の手続	(警察本部交通部) 5
○反則金に係る還付の手続	(警察本部交通部) 6
○移動の負担金等に係る還付の手続	(小倉北警察署) 6

正 誤

○目次 (平成十八年四月十日福岡県公報第二千五百十九号増刊②) 中正誤 7
○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (平成十八年福岡県人事委員会規則第二十六号) 中正誤 7

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (平成十八年福岡県人事委員会規則第二十八号) 中正誤 7

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (平成十八年福岡県人事委員会規則第三十号) 中正誤 7

告 示

福岡県告示第1429号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第1項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者を指定したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成18年7月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
双葉石油 株式会社 (代表取締役 中川 保武)
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県北九州市若松区桜町20-23
- 3 特約業者の指定年月日
平成18年7月1日

福岡県告示第1430号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年7月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市美鈴が丘5丁目12番1から12番4まで、及び12番7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社 取締役社長 長尾 亜夫

福岡県告示第1431号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年7月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日五丁目17番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 エスシーシー	株式会社 エスシーシー
代表取締役 高橋 司	代表取締役 萩口 一実

福岡県告示第1432号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年7月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西友那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 西友 代表執行役 渡邊 紀征	株式会社 西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カラジエスキー

福岡県告示第1433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年7月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西友志免店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4番1号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社 西友
代表執行役 渡邊 紀征

株式会社 西友
代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー

福岡県告示第1434号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年7月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市南風台7丁目94及び95-1から95-23まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区大手門1丁目8番10号

パナホーム株式会社 西部営業推進部 部長 能勢 吉和

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

① 片袖机（警部補用）	200脚程度
片袖机（巡査・巡査部長用）	180脚程度
② 回転椅子（警部用）	50脚程度
回転椅子（警部補用）	200脚程度
回転椅子（巡査・巡査部長用）	250脚程度
③ ロッカー（1人用）	40台程度
ロッカー（3人用）	220台程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年3月31日（土）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部会計課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年8月10日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者うち、次に格付されている者

大分類	中分類	業種名
02	01	家具（スチール家具）

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年7月31日（月）から平成18年8月10日（木）までの県の休日を除く毎日
、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年8月10日（木）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期
限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

① 平成18年8月11日（金） 13時00分

② 平成18年8月11日（金） 13時15分

③ 平成18年8月11日（金） 13時30分

10 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3
項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ
の代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む
場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札
保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価に各発注予定数を乗じた金
額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出す
る場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。
）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場
合

(2) 契約保証金

契約単価に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約
保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金
額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出す
る場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。
）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場
合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成をする。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

警察本部

福岡県警察本部告示第46号

1に掲げる場所における道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条及び第43条の規定に基づく道路標識等による指定場所における一時停止の交通規制は無効であったこと

から、当該場所において昭和43年7月1日から平成17年7月7日までの間、当該交通規制による交通取締りを受け、反則金を納付した者に当該反則金に相当する金額を還付するので、速やかに2に掲げる書類を持参の上、3に掲げる窓口へ申し出てください。

平成18年7月31日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

- 1 無効な交通規制（指定場所における一時停止）の場所
福岡市南区塩原4丁目19番15号先の丁字交差点の西側角
- 2 請求に必要な書類
 - (1) 交通反則告知書（通称青切符）又は交通反則通告書
 - (2) 反則金の納付書・領収証書
- 3 請求及び照会の窓口
福岡県南警察署交通課
所在地 福岡市南区塩原2丁目3番1号
電話番号 092-542-0110 内線 412

福岡県警察本部告示第47号

1に掲げる場所における道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条及び第43条の規定に基づく道路標識等による指定場所における一時停止の交通規制は無効であったことから、当該場所において昭和43年7月1日から平成18年3月14日までの間、当該交通規制による交通取締りを受け、反則金を納付した者に当該反則金に相当する金額を還付するので、速やかに2に掲げる書類を持参の上、3に掲げる窓口へ申し出てください。

平成18年7月31日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

- 1 無効な交通規制（指定場所における一時停止）の場所
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵377番地24先の丁字交差点の南側角
- 2 請求に必要な書類
 - (1) 交通反則告知書（通称青切符）又は交通反則通告書
 - (2) 反則金の納付書・領収証書
- 3 請求及び照会の窓口

福岡県粕屋警察署交通課

所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1

電話番号 092-939-0110 内線 411

福岡県警察本部告示第48号

1に掲げる場所における道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく道路標識による駐車禁止の交通規制は行われていなかったことから、当該場所において昭和43年7月1日から平成18年4月25日までの間、当該交通規制による交通取締りを受け、反則金を納付した者に当該反則金に相当する金額を還付するので、速やかに2に掲げる書類を持参の上、3に掲げる窓口へ申し出てください。

平成18年7月31日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

1 駐車禁止の交通規制が行われていなかった場所

北九州市小倉北区香春口2丁目8番8号北東角（一般国道3号に接する部分を除く。）から同区香春口2丁目8番20号北西角までの間の道路

2 請求に必要な書類

(1) 交通反則告知書（通称青切符）又は交通反則通告書

(2) 反則金の納付書・領収証書

3 請求及び照会の窓口

福岡県小倉北警察署交通第二課

所在地 北九州市小倉北区内5番1号

電話番号 093-583-0110 内線 431

福岡県小倉北警察署告示第19号

1に掲げる場所における道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく道路標識による駐車禁止の交通規制は行われていなかったことから、当該場所において昭和43年7月1日から平成18年4月25日までの間、当該交通規制による交通取締りによる車両の移動を受け、当該移動の負担金等を納付した者に当該負担金等に相当する金額を還付するので、速やかに2に掲げる書類を持参の上、3に掲げる窓口へ申し出てくだ

さい。

平成18年7月31日

福岡県小倉北警察署長 藤田操

1 駐車禁止の交通規制が行われていなかった場所

北九州市小倉北区香春口2丁目8番8号北東角（一般国道3号に接する部分を除く。）から同区香春口2丁目8番20号北西角までの間の道路

2 請求に必要な書類

(1) 交通反則告知書（通称青切符）又は交通反則通告書

(2) 納付通知兼領収証書又は現金領収証

3 請求及び照会の窓口

福岡県小倉北警察署交通第二課

所在地 北九州市小倉北区内5番1号

電話番号 093-583-0110 内線 431

		18 ・ 4 ・ 10	卷行年月日	公報番号	備考
		2519 増刊②			記入
則員人事規委		目次	種類	同上番号	
30		28	26		
45	41	14	2	1	ベジ
	○	○	○	○	上欄
					下
	12	12	14	11	行
表中					備考
					昇給○
		等の基準に○	同項○	条例第十条	正
		障害者更生相談所			
		水産林務部	水産林務部	条例十条	昇級●
		機関	機関	同項	
		障害者更正相談所	障害者更正相談所	に等の基準	
		水産林務部	水産林務部		
		機関	機関		

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)